

(第六類 第十五號)

第九十二回 帝國議會院

日本國憲法の施行に伴う民法の
應急的措置に關する法律案外二件 委員會議錄(速記)第三回

付託議案
日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律案（政府提出）
(第三七號)

の應急的措置に關する法律案（政府提出）（第三八號）
日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に關する法律案（政府提出）（第三九號）

昭和二十二年三月二十一日（土曜日）午後二時五十八分開議

<p>出席委員長 小林・(猪君)</p> <p>理事 小澤佐重喜君</p> <p>小川原政信君</p> <p>理事桂</p> <p>瀧澤脩作君</p> <p>中野武雄君</p> <p>武藤常介君</p> <p>米山文子君</p> <p>出席政府委員</p> <p>司法事務官 佐藤</p> <p>司法事務官 奥野</p> <p>司法事務官 小澤</p> <p>藤佐君</p> <p>健一君</p> <p>文雄君</p> <p>木村</p> <p>竹内</p> <p>林田</p> <p>石川金次郎君</p> <p>越原</p> <p>茂代君</p> <p>正治君</p> <p>そる君</p>	<p>作藏君</p> <p>義雄君</p>
本日の會議に付した議案	
日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に關する法律案(政府提出)	
日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に關する法律案(政府提出)	
日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に關する法律案(政府提出)	
本日の會議を開きます。前會提出)	

會に引續き質疑を進めます。石川金次郎君。

○石川委員 民事訴訟法の應急措置に關する法律案についてお伺いいたしました。政府は民事訴訟法の應急措置に關する法律案を提出いたしましたが、その他の手續法全般に對する應急措置に關する法律案は、必要ないでしようか。

○石川委員 なお第二條に關連してと
しお聽きいたしますが、本法の二條
よりますと、日本國憲法及び裁判所
の制定の趣旨に適合するように解釋
なければならぬというのであります。
ら、各條文ともに憲法及び裁判所法
制定趣旨に適合するように解釋せよ
いうことは申すまでもございません
そなつてまいりますと、人事訴訟
續法であつても、非訟事件手續法であ
つても、破産法、和議法でありますし
も、一々條文が第二條の精神によつ
て解釋せられるような方法を講じてお
ませんと、いけないと考えるのであ
ますが、どうしてその措置を講ぜら
なかつたか。たゞいまのところでい
かどうかお伺いいたします。

等に關する關係につきましても、やはり憲法の原則に適合するよう解釋していくかなければならぬと考えております。しかしてそういう點については、明文で明らかにすべきではないかという御意見ごもつともと考えるのであります。ですが、いずれその點につきましては、最近の機會において、それらのすべての點にわたつて、憲法の精神に適合するように、改正すべき箇所を改正してまいりたいと考えております。

○右川委員 もう一つ第二條に關連してお伺いいたします。事は非常に小さいのですが、この措置法によつて一つの欠陥をもつてくると存じますので、この點を聽いておきたいと存じます。

現行民事訴訟法の五百七十條であります。五百七十條の一號の系譜についてであります。昨日も民法のときに関題になりましたが、この系譜は差押えを許さない。強制執行の対象にならないといふ規定であります。が、この規定は民法や破産法と相ましまして、いわゆる血統的な家族制度を法律的に保護した一つの規定だと思うのであります。ところが血統的な、血族的な家族制度が、憲法の上において法的保護をされぬことに相なりました結果、この措置法が効力をもつております間、おそらくはこの系譜に對しても差押えが可能となり、競賣が可能になると存じます。そうなつてまいりますと、差押えになる家は、昨日か一昨日局長が仰しやいましたように、遡及法によつ

になつてまいりますか。先ほど局長から、大體において簡易裁判所と區裁判所を読みかねば用が足りるようになりますと必ずもそろまいりませんので、お聴きしてみたいと思います。

○奥野政府委員 これは區裁判所を簡易裁判所に読みかえるつもりでおります。

○石川委員 簡易裁判所における訴訟手續の参考書がわざ／＼に渡つておりますからお聴きせざるを得ないのですが、民事訴訟法の區裁判所の訴訟手續が、大體において準用されるものであるかどうかをお聴きしたい。

○奥野政府委員 實は簡易裁判所の訴訟手續については、非常に簡易迅速にいたしましては、やはり區裁判所のなし得るような手續を考えておるのであります。それまでの暫定的な處置といたしますが、それまでの暫定的な處置といたしましては、やはり區裁判所の手續に大體よるという考え方でおりま

りますか。

○石川委員 そこで簡易裁判所は、憲法が施行されますと同時に、五月三日から活動を開始し得るようになつておられますか。

○奥野政府委員 五月三日から活動を開始するつもりであります。

○石川委員 最高裁判所は訴訟の手續に関する規則を制定することになつておるのであります。それとこの民事訴訟法とどういう限界があるか。つまり民事訴訟を法律的に決定すべき手續法規と、最高裁判所が決定すべき範囲の限界がどういうところにあるかをお聞きしたい。

○奥野政府委員 それは相當むずかしい問題であります。國會が唯一の立法機關であると一方において憲法で言

○石川委員 現行民事訴訟法が、辯論主義の上に立つ、直接審理主義に則る自由心證主義であり、そうしてその結果として眞實發見主義なんだといふふうなことをよく言われておるのであります。ですが、その原則の上に現行民事訴訟法も立つておると言われておりますが、こういう原則については變更がなないだろか、むしろこの原則が強められてゆくだろかと思つておりますが、どういう關係になりますかをお聞きしておきたい。それから職權主義であります。が、訴訟の眞實發見となりましたと、實際においては職權主義が非常に價値があると私たちは見ておるが、職權主義が現在憲法の上においても確立しないものだと思いません。職權主義はお現行訴訟法よりも強く勧かしむる考えが、將來の訴訟法の上にあるかどうかということをお聽きしたい。

○奥野政府委員 御説のように自由心證主義はなほ現行訴訟法よりも強く勧かしむる考え方でありますとか、當事者處分主義といふような原則は、今後といふとても變りはなかろうと考えております。

たゞ訴訟のいろ／＼なやり方、たとえば證人その他の訊問のやり方、訴訟の運び方等について、訴訟法に規定してもよろしからうとは思いますが、それらの點は裁判所の定めるルールできめ立法方面との話合いで、お互の分野を營にまつて、おのずから裁判所方面とおきめて行くべき問題であるうと考えております。

めても、民事訴訟法に關する限りにおいてはいゝのではないかといふうに考えますので、今後大原則については變りはないと思いますが、實際の訴訟の手續の運び方等におきましては、現在の民事訴訟法の中に規定しております幾多の條文が、そういう最高裁判所の定むる規則の中に包含されて、民事訴訟法から落す方が適當であると思われる部面が相當あるかと考えております。

○石井委員 最後にもう一點伺いたのでは、刑法については應急措置法が必要ないでしようか、これをお聞きしておきます。

○佐藤(藤)政府委員 御説のように、刑法につきましても、新憲法の精神に副うように改廃いさなければならぬのであります。が、今議會に間に合いませんでしたので、とりあえず憲法の精神に従つて當分運用するよう、運用の方で十分氣をつけたいと考えております。

○石川委員 たとえば刑事訴訟法の一條に書いてありますように、刑法の場合も、刑法は日本國憲法及び裁判所法、あるいは檢察廳法の趣旨に則つて解釋すべきものであるという應急的措置規定を必要としないか、たゞ單に憲法が既に存するから、しかし解釋されるべきものであるということで、十分なりとする見解かどうかを承りたい。

○佐藤(藤)政府委員 この議會が終えますれば、早速刑法改正の委員會を設けまして、全面的改正に着手いたしました。現存しておりますが、その全面的改正になるとまで間の運用といたしましては、新憲法の精神に副うて十分運用ができるものと考えております。

○石川委員　刑事訴訟法につきましては、たしか日本國憲法及び裁判所法、檢察廳法の制定の趣旨に適合するようといふ文句で書かれてあつたと思ひますが、刑事訴訟法はしかくすると御明示になつておるが、刑法においてはよりどころを示さないということは不親切ではないか、刑法の意味からも、刑法の解釋の仕方が刑事訴訟法と同じような原則によるのだということを示すべきが本當だと思うが、どうしてそれをやらないが、もし刑法を要らないとすれば刑事訴訟法の場合も要らないじやないか、こう思うのであります。ですが、この點に對する御意見をお聽きしておきたい。

て救済されて行くでしようか。

○佐藤(藤)政府委員 裁判所並びに檢事局において刑法を解釋適用するにあたりましては、當然新憲法施行後、新

憲法の精神に則らなければならぬといふことは明らかなことであります、當然のこととは思いますけれども、最

近催される全國の判事の會同、檢事の會合においては、必ず新憲法施行後は、新憲法の精神に副うて解釋適用するよ

うにということを十分徹底するよう 示したいと考えております。

（不）參見、表第戻立てに検査局はそれでよしといたしまして、在野法曹、辯護士の方に對しまして、どういうよ

うに方法を解していくということを、國家が明らかにすべき必要があると思いますが、こちらの方に對してはどう

○佐藤(藤)委員 辯護士會の方面におきましては、これは司法省の方から何いう御措置をなさるか、承りたい。

らかの通牒を發しませんでも、當然憲法の精神に従つて解釋運用されることと存じておりますので、辯護士會方面

には別に何らの措置を講じようとは考
えておりません。

○小林委員長 私關連してちよつと御
質問は、二つあります。

質問申し上げたいのですが、たゞいま
石川君の言わされましたように、刑法の
臨時措置法が出ておらぬのですが、一

例を申しますと、憲法は第二十四條において「個人の尊嚴と兩性の本質的平等に立脚して、制定されなければなら

ない。」「夫婦が同等の権利を有するこ
とを基本として、」云々といふ兩性の平

等ということを認めておる。たとえば姦通罪のごときは、現行刑法においては夫婦の一方に平等でないのあります。が、日本國憲法の趣旨に則つて解釋していくといふことになりますと、どういうように處置をされるのであります。か、實際新らしい刑法改正ができる前にそういう事案が起つた場合には、刑事裁判としてどういう方法をとられるか、あるいは起訴、不起訴の上に手心を加えられるのであるか、ちょっとその點をお伺いいたします。

すが、草案を見ますと五項目あります。この法案にはたゞ「著しい不貞の行為」という一項目にしたのは、暫定的の措置のためとは思いますが、次の議會でこの民法の細目にわたり改正が行われますまでの間に、他の四項目の原因が實際にも起り得ると考えます。その場合裁判所はいかなる處置をおとりになりますか、その點についてお伺いいたします。

の字句は、封建臭紛々たるものがあると思ひます。またこの字句をこゝに掲げることは、婦人を侮辱するものではないと私は思います。すなわち慣が剛致したものと思ひますが、直接的には前の第五條の一著い不貞の行為にまづ該當します。それから非民主主義的でもあり、間接的には優生學上また人口政策上の見地からも、はなはだ遺憾の點が多いと存じます。アメリカではかゝることは絶対にそれを恥としていることだそうです。これは日本及び日本人の大なる恥辱だと私は信じます。なお家庭の中は夫婦が中心になつて、夫婦平等の権限で子供の幸福が意図せられるのでございます。にもかかわらず、かゝることが認められますときには、一夫一婦の婚姻關係を破壊するものであり、夫婦間の誠實、貞操の義務の違反であると言わざるを得ません、繰返しますが、第五條の「著しい不貞の行為」を離婚の原因とした規定にももとります。一方建設規定があるにもかかわらず、またかように他方で破壊的の規定を設けることによつて、本法案の目的を覆えすることになるのではないかと思ひます。この意味において、よろしくこの字句を私は削除されるべきだということを強く主張して、明快なる御答辯を得たいと思います。

認知するという途を辟いておきませんと、その子供が永久に父の子供になり得ない、母の子供だけであつて、父をして扶養せしめるとか、あるいは父の親權に服するとかいうようなことがあり得ないというみじめな状態になるのであります。子供の保護という點から考えてみると、もし裕福な實際の父が、婚姻外に父がおつた場合に、それらのものの認知を請求して、認知せしめてその扶養をせしめるといふことは、子供に罪があるわけではありませんからして、子供の保護の立場から申しますると、父親が子供を認知するという制度は、どうしても實かなればならぬものであります。これは世の中がほんとにそいつたような、婚姻外に子供をつくることが全然ない程度に道徳・文化が變達すればとにかくであります。が、その域に達するまでは、子供の保護のためには父がみずから認知をする。あるいは父に對して強制的に認知をせしめるという制度は、どうしても必要でありまして、認知した場合に、母親の今までの親權と、父の親權との間におきまして、誰を親權者にしていくかということについて、協議してきめていこうというのが、第六條の第一項の規定で、父が子を認知するということは、どうしても置いておかないと、子供の保護の上からいたしまして、永久に父と名乗る途がない。また父の保護を受ける途がないことになりますので、この點はどうしてもこれを削除することには賛成いたしかねるのであります。

んな方法によつてもそれを處置するこ
とはできると思ひます。何もこうした
條文に堂々と掲げなくては——掲げる
ことが、私が前に述べたよな點から
非常に悪いことであるのですから、そ
の子供のことから言へばそうでござい
ますけれども、こゝに掲げてある以
上、どこまでも男の方にそうした行爲
を認めることになりますので、そな
つた行爲がなければ自然子供もできな
いわけなのですから、その子供の處置
については、ほかに方法があると思ひ
ます。どうしても私は今おつしやつた
ような御意見に對して反駁するもので
あります。これはG・H・Iの方をお
通しになつたと伺つておりますが、あ
ちらの方ではこれについては何も御意
見がなかつたのでございましょうか。
この點を一つお聽きいたしたいと思ひ
ます。

○奥野政府委員 ちよつと速記をとめ
て……。

○小林委員長 では速記をとめて……。
〔速記中止〕

○小林委員長 速記を始めて……。

○米山(文)委員 前の御説明で今國
民の道徳がまだそこまでいつてない
というお言葉がございましたが、憲法
實施後、ある程度國民の道徳が進んだ
場合に、これを削除するお氣持はござ
いますか。その點を伺います。

○奥野政府委員 世の中にそういう
ことが全然起らぬことになります
と、自然こういう場合も起りませんの
で、不必要になつた暁はもちろん削除
するということには異存はないわけで
あります。

○米山(文)委員 この字句を削除する

ことを私はこの議會で實は強く御願い
したいのですが、たゞ自分の
意見として強く主張するにとどめまし
て、またこの次の議會でもつと婦人全
部に呼びかけて、これを削除すること
を強く主張したいと考えております。

次にお續いて、離婚訴訟中の、特
別の要綱には第十七條に「離婚した
者的一方は相手方に對し相當の生計
を維持するに足べき財産の分與」云々
にこの要綱には規定を設けていたどきたいと思
うのでござります。何となれば妻は
經濟的に弱者であり、また一度離婚
すると、あらゆる不幸がそこにつき
まとるものであります。アメリカでは
離婚した場合、女が再婚するまで夫で
あつた者から扶助料を受けるといふこ
とを聞いております。この點について
大體どのようなお考えをもつていらっ
しゃいますか、伺いたいと思ひます。

○奥野政府委員 離婚になりました
父はやはり子供の父であります關係
上、父と子供との間ににおいては、やは
り扶養の義務が父にあるわけでありま
すから、父母離婚して子供が母とともに
に生活しておられても、母に生活の
十分な資力がないというような場合に
おいては父から養育費を出すという
ことは、扶養の關係からして當然父に
そういう義務があると考えておりま
す。

○米山(文)委員 今の問題ですが、ア
メリカでは十八歳まで養育料を支拂つ
ておりますので、この次の改正にはこの
點について規定を設けたいと考えてお
ります。

○奥野政府委員 は既に司法法制審議會、臨時法制調
査會等においても決定された要綱で
ありますので、この次の改正にはこの
點について規定を設けたいと考えてお
ります。

○米山(文)委員 では次の改正に至り
ますまでの間に、その御用意はない
のでありますか。

○奥野政府委員 その點は一昨日であ
りましたが、榎原委員に対する答辭の
程度になりますが、それを伺いま
す。

際にも觸れましたが、この點は場合に

よつては新しき民法改正法の經過規程

として、あるいは附則として、この措置法
と新しい民法改正法の施行との間に
おいて、離婚したる場合においても、
やはりそなういふ規定を準用するとい
うふうなことも考慮していゝのではないか
と考へております。

○米山(文)委員 それと續いて、離婚
した場合、母が親權を行ふことになり
ましたときに、その子供の養育料につ
いては、やはり今と同じようなお考へ
でございましょうか。いかゞなもので
あります。

○奥野政府委員 それと續いて、離婚
した場合、母が親權を行ふことになり
ましたときに、その子供の養育料につ
いては、やはり今と同じようなお考へ
でございましょうか。いかゞなもので
あります。

○米山(文)委員 それと續いて、離婚
した場合、母が親權を行ふことになり
ましたときに、その子供の養育料につ
いては、やはり今と同じようなお考へ
でございましょうか。いかゞなもので
あります。

○奥野政府委員 それと續いて、離婚
した場合、母が親權を行ふことになり
ましたときに、その子供の養育料につ
いては、やはり今と同じようなお考へ
でございましょうか。いかゞのもので
あります。

○奥野政府委員 遺言は、この措置法
の第九條で遺留分としてきめられてお
る額を遺言でもつて破ることはできま
せんが、これ以外の點については遺言
が自由であるわけであります。

○奥野政府委員 次にこれは私の希望
でございますが、この民法は國民生活
に直接影響する法典であります
で、その表現はできるだけ平明でな
ればならないと思います。現行民法に
使用しております文字は著しく難解の
文字がありまして、民衆に理解ができ
ない。こういう點にもこまかく注意を
拂つて、ほんとうに民衆のものになる
ように、民主化をはからなければなら
ない。この點について特に御注意を促
したいと思います。

それからもう一つは、この暫定法案
に親族、相續の身分關係についてのみ
改正を行つた。これは石川委員からも
前にございましたので、私はその理由
を伺いたかつたのでござりますが、こ
れは社會生活の根幹である財產關係に
もぜひ次の改正には及んでいただきた
い。財產關係に十分なる關心を拂つて
改正していただきたい。この二つのこ
とをお願いして、私の質問を終ります。

○小林委員長 本日は、これにて散會い
たします。この次は質疑を終つて討論
にまいりたいと思いますから、どうか
御用意をお願いいたします。次會は明
後二十四日午前十時より開會いたしま
す。

○小林委員長 午後四時五分散會

昭和二十二年五月九日印刷

昭和二十二年五月十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局